

平成26年度一般社団法人杉並区成年後見センター事業計画

1 基本的な考え方

- 今年度は、これまでの事業実績を踏まえ、さらなる後見制度の利用促進を図るため、次の点を基本において事業を遂行する。
- (1) 制度の周知と利用促進のため地域団体等との協力による説明会、それにあわせた個別相談会の開催などに積極的に取り組む。また、関連機関との連携を強化し、今後制度利用の必要性の高い人たちへの早めの周知と利用を促進する方策を検討する。
- (2) センター利用者に対して、より質の高い相談・支援業務を行うとともに、親族後見人、区民後見人の積極的な支援を行い、昨年度に続き新たな区民後見人の受任を適切に進める。また、法人後見から個人後見人へのリレー方式について検討を行い、新たな法人後見の受任を適切に進める。
- (3) 利用者から信頼されるセンターであるため、個人情報取扱いに十分留意しつつ、情報開示を積極的に推進し、透明で適正な法人運営と後見活動の支援を行う。また、信頼度を高めるため公益認定手続き事務を進める。

2 具体的な取組事項

(1) 相談・申立て手続き支援

- 専門職後見人及び鑑定医の紹介制度を有効に活用するとともに、これまでに実施した対人援助研修の成果を生かして、よりの確な相談及び申立て手続き支援を行う。

(2) 成年後見制度及びセンターの活動の周知

- 関係機関や各種団体の連絡会等に積極的に出席し、成年後見制度及びセンター活動の周知を図る。
- 区民、特に今後制度利用の必要性が高い人たちを対象とした講演会や勉強会を関係機関と連携して開催し、後見制度への理解を深める場を設ける。
- ホームページの内容の充実と更新の迅速化を図り、センターの活動について積極的な情報提供を行うとともに、杉並区及び杉並区社協へ協力を依頼し、それぞれの広報紙で定期的にセンターのPRを行う。

(3) 区民後見人等の活用と支援

- 区民後見人の受任を促進するため、区民後見人の自主グループ活動の支援、受任待機時中の成年後見や権利擁護業務に貢献する活動の場の確保を引続き進め、昨年度に続き新たな区民後見人の受任を目指し適切に進める。

(4) 親族後見人等へのサポート

- 親族後見人のための勉強会では、区民後見人養成研修修了者にも参加を促し好評を得ており、区民への周知方法等を工夫して引き続き開催する。
- 親族後見人及び第三者後見人紹介制度により選任された後見人等に対して、後見業務に必要な情報を積極的に提供するとともに、地域の関係機関との連携を支援して

行く。

(5) 関係機関との連携強化

- 杉並区内の関係機関の連携を強化し、成年後見制度の利用を円滑に進めていくために、「杉並区成年後見制度利用推進連絡会」を引き続き開催し、併せて、区内の専門職団体、杉並区の関係部署、地域包括支援センターなどとの間で実務者レベルでの連絡会を開催する。
- 申立て支援や法人後見業務においては、東京家庭裁判所との間での協議や情報交換を綿密に行い、適切な事務処理を行うように努める。
- 杉並区社協（地域福祉権利擁護事業担当）との業務連絡会等を密接に行ない、相談ケースについての課題共有に努め、両制度の迅速かつ適切な利用を推進する。

(6) 法人後見の展開

- 法人として後見業務を行っている状態の安定した例について、個人後見人へのリレー方式について検討する。
- 個人後見が困難な事案等について適切に受任を進める。

(7) 区長申立て手続き支援

- 区民等が後見制度の利用に結びつかずに不利益を被ることが無いように、区の所管課及び関係する機関との調整・連携を密にし、申立書の作成や訪問同行など、推進機関としての支援を継続して行く。

(8) 申立て費用等助成制度の適正な運用

- 成年後見制度利用者へ助成制度の周知を図り、助成を希望する方の生活や資産状況等をできる限り正確に把握したうえで適正な運用を行う。

(9) 組織体制の検討

- 法人の公益認定に関して、杉並区及び杉並区社会福祉協議会の協力を得て、認定手続き事務を進める。
- 公益認定に合わせて、必要な組織体制の見直しを行う。